

【協議第 15 号】

令和 8 年度地域内フィーダー系統補助の計画変更認定申請書について

1. 目的

令和 8 年 9 月 25 日付で認定を受けました、チョイソコ南房総・館山及び館山市街地循環バスに係る「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」（通称：フィーダー補助）の令和 8 年度（令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月）の計画内容に以下の変更が生じたため、国土交通大臣へ計画変更の認定申請を行うにあたり当協議会に諮るものです。

2. 変更内容

- ・南房総・館山地域公共交通計画改訂に伴う目標値や策定年月日等の変更
- ・「変更後」別紙赤字部分のとおり

3. 添付資料（該当箇所）

- ・地域公共交通計画変更認定申請書
- ・地域公共交通計画別紙（日付）
- ・表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要「館山市」（策定年月日）
- ・表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要「南房総市」（策定年月日）
- ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表（各項目の記載ページ）
- ・第 2 期南房総・館山地域公共交通計画「一部抜粋」（上記記載ページを抜粋）

国土交通大臣 殿

南房総・館山地域公共交通活性化協議会
千葉県南房総市富浦町青木 2 8
会 長 石 井 博 臣

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 変更日
令和 8 年 4 月 1 日

- 変更箇所
 - ・ 交通計画記載ページ
 - ・ 交通計画策定年月日

- 変更理由
地域公共交通計画の改訂に伴う目標値等の変更のため

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年3月 日

↑書面開催議決日を記載予定

(名称) 南房総・館山地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南房総市及び館山市内の公共交通は、人口減少・少子高齢化や自家用車での移動を前提としたライフスタイルへの変化等により、利用者の減少に歯止めがかからず、取り巻く状況は厳しさを増している。また、行政が公共交通の維持・確保のために負担する路線バス補助金等の財政支出が年々増大している状況にある。そのため生活圏をともにする南房総市及び館山市では、2市が連携し、効果的・効率的に公共交通の維持・確保に取り組むため、令和元年に合同の協議会を立ち上げ、利便性が高く持続可能な公共交通体系の形成を目的とする南房総・館山地域公共交通計画を令和3年に策定した。

その計画の中で、「廃止代替バス路線の再編及び有効活用」や「フィーダー交通・補完交通の整備・活用促進」を施策に掲げ、当該エリアにおける公共交通の維持存続や更なる利便性向上を図るため、路線バス平群線エリアにおいては新たな交通システムや乗り継ぎ、車両の小型化などの実証運行を、館山市街地エリアでは既存バス路線ではアクセスが困難な市街地の商業施設等に行くための循環バス実証運行を実施した。その結果、いずれの事業も一定程度の効果が認められ、継続して運行していく必要があると判断されたため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス平群線エリアにおけるAIオンデマンド交通による予約型乗合送迎サービス及び館山市街地エリアにおける循環バス運行を行い、利便性向上を図るとともに、地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持存続に繋げる必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

令和8年度の1日当り乗車人数 7.0人/日

令和9年度の1日当り乗車人数 7.5人/日

②館山市街地循環バス

令和8年度の1日当り乗車人数 35人/日、年間収支率8%以上

令和9年度の1日当り乗車人数 40人/日、年間収支率10%以上

(南房総・館山地域公共交通計画 P.10 参照)

(2) 事業の効果

①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

本数の少なかった路線バスに変わり、ワゴン車両を使用した区域運行による予約制乗合送迎サービスを運行することで、県道沿線のみであった乗降場所を少しでも自宅近くに設置することができ、更には大型商業施設や病院、駅などに乗り換えせず移動できるなど、利用しやすい環境づくりにより当該地域住民の外出機会の創出や地域の活性化に寄与することが期待できる。

②館山市街地循環バス

幹線バス路線を含めた地域内のバス路線は館山駅を起終点とするものが多く、かねてより「館山駅まで来ても、市役所や商業施設等、その先の目的地まで行くことができない」という市民の声が多数寄せられていた。館山市街地循環バスは、このような懸案を解決し、市街地の回遊性向上や魅力アップ、暮らしやすさの向上等への貢献が期待できる

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・チラシの作成・配布（①②共通：南房総市、館山市、運行事業者）
- ・ホームページや広報等での周知（①②共通：南房総市、館山市、運行事業者）
- ・企画乗車券の検討・実施（①：南房総市、館山市、運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

① 予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

運行事業者に対し、運行経費総額（16,856 千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、南房総市、館山市が相応分を負担する。

②館山市街地循環バス

運行事業者に対し、運行経費総額（33,050 千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、館山市が全額を負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・循環バスにおいては、運行事業者より、停留所ごとの利用状況や各便の乗降人数、1か月有効の定額券の販売実績等を含む運行に関する実績等を、チョイソコにおいては、利用者数や利用者の属性、利用された停車ポイント等の運行に関する実績等を活性化協議会の事務局（市）に報告
- ・運行事業者との打合せの実施
- ・循環バスにおいては、日々の停留所ごとの利用状況や、各便の乗降人数等、チョイソコにおいては、利用者数や利用者の属性、利用された停車ポイント等の運行状況や実績について、活性化協議会で報告

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>（１）事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>（２）事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p>

- ①令和3年8月10日（令和3年度第2回）
南房総・館山地域公共交通計画策定について
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行計画について
館山市街地循環バス令和3年度実証運行計画について（報告）
- ②令和3年11月18日（令和3年度第3回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行について
- ③令和4年3月22日（令和4年度第4回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行の実績報告について
- ④令和4年5月26日（令和4年度第1回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画について
館山市街地循環バス令和4年度実証運行計画について（報告）
- ⑤令和4年8月10日（令和4年度第2回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行について
- ⑥令和5年1月25日（令和4年度第3回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画（R5）について
- ⑦令和5年5月26日（令和5年度第1回）
チョイソコ南房総・館山の実績報告及び今後の運行計画について
令和5、6年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の
認定申請について（合意を得られた）
館山市街地循環バス本格運行について（報告）
- ⑧令和7年5月29日（令和7年度第1回）
チョイソコ南房総・館山の実績を報告
令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について
（合意を得られた）

館山市街地循環バスの実績を報告

※館山市街地循環バスについては、別途館山市地域公共交通会議にて審議を行っている

19. 利用者等の意見の反映状況

南房総・館山地域公共交通計画の策定に当たり、利用状況やニーズ等の基礎調査を行ったほか、実証運行開始後は、利用者数の集計をはじめ、実際に乗車しての聞き取り調査（館山市街地循環バス）や利用者アンケート調査を実施した。
その集計結果や協議会の意見等を運行内容に反映するよう検討を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県南房総市富浦町青木 28

（所 属）南房総・館山地域公共交通活性化協議
会事務局

①に関すること

（氏 名）（南房総市総務部企画財政課）

忍足 和浩

（電 話）0470-33-1001

（e-mail）kikakuzaisei@city.minamiboso.lg.jp

②に関すること

（氏 名）（館山市総合政策部企画課）

宇都木 信、矢代 誠

（電 話）0470-22-3163

（e-mail）kikakuka@city.tateyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

変更後

市区町村名	南房総市
-------	------

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	35,831
交通不便地域等	35,831

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
35,831人	南房総市内全域	過疎法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
南房総・館山地域公共交通計画	令和8年4月1日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

変更後

市区町村名	館山市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	30,984
交通不便地域等	45,153

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
45,153人	館山市内全域	半島振興法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
南房総・館山地域公共交通計画	令和8年4月1日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

南房総・館山地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
南房総・館山地域公共交通計画 8、9、10、14ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
南房総・館山地域公共交通計画 9、14ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
南房総・館山地域公共交通計画 14ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
南房総・館山地域公共交通計画 10、21、23、24ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計

画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法